

警視庁地域部長
 警視庁生活安全部長
 警視庁警備部長
 各道府県警察本部長
 (参考送付先)
 各管区警察局広域調整部長
 各方面本部長
 各附属機関の長

原議保存期間	1年(令和10年3月31日まで)
有効期間	二種(令和10年3月31日まで)

警察庁丁生企発第298号、丁保安発第57号
 丁備三発第91号
 令和8年5月8日
 警察庁生活安全局生活安全企画課長
 警察庁生活安全局保安課長
 警察庁警備局警備運用部警備第三課長

熊の出没に係る警察の対応について(通達)

昨年末から熊による人の生活圏への出沒事案や人身被害事案の増加を受けて、「熊の出没による人身被害防止のための対応について」(令和7年10月24日付け警察庁丁生企発第657号ほか)、「市街地等に出没した熊の駆除への対応について」(令和7年11月12日付け警察庁丁保発第209号ほか。以下「熊駆除対応PT通達」という。)等において、熊の出没による人身被害防止のための対応等を指示してきたところであるが、今年度に入っても、東北地方を中心に熊による人身被害が発生しているほか、警察官の受傷事故もあることから、熊の出没に係る警察の対応について、下記の内容を含む上記通達での指示事項を改めて徹底されたい。

記

1 児童生徒を含む地域住民の安全確保の徹底

熊の出沒事案が発生した場合は、避難誘導や現場周辺に対する立入規制、赤色警光灯や車載マイクを活用した警戒活動等による地域住民の安全確保を図ること。特に、出沒箇所が学校やその周辺及び通学路等の児童生徒が多く集まる場所である場合には、学校関係者や自治体関係者と連携し、登下校時間帯や子どもが外出する時間帯における警戒を強化するなど、児童生徒を含む子どもが熊の被害に遭うことがないように対策を徹底すること。

2 熊の駆除を行うための体制の早期確立

- (1) 「熊駆除対応PT通達」により被害の発生状況等を踏まえた熊の駆除を行うための体制の確立について指示しているところであるが、いまだ体制を確立していない都道府県警察においても、今年度の熊の出沒状況に応じて速やかに体制を確立できるようにしておくこと。
- (2) 体制を確立した場合には、市街地に熊が出没した際、適切に熊の駆除の任務に当たることができるよう、市町村をはじめとする関係機関・団体との連携に努めるとともに、これら関係機関・団体との合同訓練等を積極的に実施するなどして、現場対応ユニットの知識及び射撃技術の維持向上のための取組を推進すること。

3 受傷事故防止の徹底

熊出沒事案への対応時には、防護用資機材を着用するなど、警察官の受傷事故防止のための対策を徹底すること。また、熊に襲われたと思料される者の救出作業に当たっては、熊に襲われる可能性が特に高いため、確実に防護用資機材を着用するとともに、熊が出没することを前提に万全の備えで対応にあたること。

【本件担当】

(全般)

生活安全局生活安全企画課企画法制第二係

警 電：800-3025、3024

メール：npa_sm_kikaku_housei@national.police.jp

生活安全局生活安全企画課地域警察指導室安全対策係

警 電：800-3583

(P T 関連)

生活安全局保安課銃刀・危険物係

警 電：800-3204

警備局警備運用部警備第三課企画係、運用係

警 電：800-5525、5725